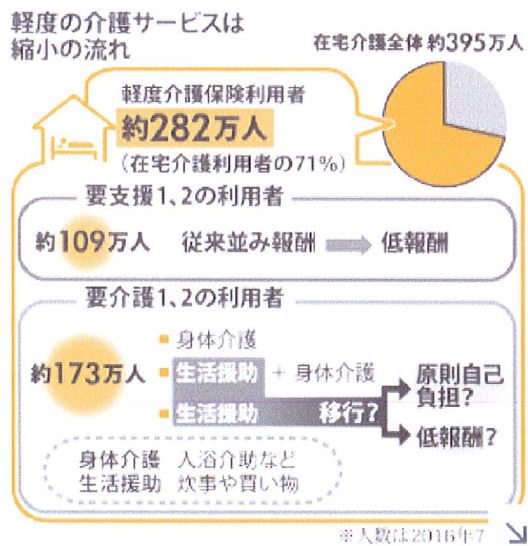


新介護；軽度向け事業所半減 報酬減で採算懸念



軽度の介護サービスは縮小の流れ

低報酬の新サービスへの事業所の主な参入状況

	訪問介護	デイサービス
千葉県 船橋市	21.6%	7.5%
東京都 世田谷区	48.9%	11.3%
長野県 松本市	10.0%	7.2%
名古屋 名古屋市	27.1%	8.2%
高松市	2.6%	1.3%
北九州市	32.8%	16.3%
大分県 白杵市	6.3%	7.1%
沖縄県 宮古島市	10.5%	0.0%

低報酬の新サービスへの事業所の主な参入状況

軽度（要支援1、2）の介護保険利用者に対する訪問介護とデイサービスで、低報酬にした新方式の介護サービスに参入する事業所数が、従来の報酬でサービス提供していた事業所の5割未満にとどまることが、毎日新聞による全国157自治体調査でわかった。新方式は事業所への報酬を下げるのが原則で、それまでサービスを提供していた事業所が「採算がとれない」と参入を見送っている。今後は要介護1と要介護2の訪問介護も低報酬の新方式となる可能性が高く、軽度の人たちが受け皿不足で必要なサービスを受けられない事態が懸念される。

軽度者向けの訪問介護（掃除や炊事などの生活援助）とデイサービスは、全国一律の基準だったが、2017年4月までに各自治体が実施主体となる方式に替わる。社会保障費を抑えるため、国は報酬を従来以下にする新方式を設けた。

すでに低報酬型の基準を決めた市など157の先行自治体に聞いたところ、報酬は平均して2割減に設定されていた。手を挙げた事業所は訪問介護で50%弱、デイサービスでわずか30%弱だった。

低報酬の新方式について事業所側は「ビジネスが成り立たない」と渋る。担い手確保のため国は無資格の人でも働けるようにしたが、従来のヘルパーのようなきめ細かい支援が受けられない高齢者もいる。これまでとほぼ同じ報酬のサービスも残ってはいるが、国が支出抑制の方針を示しているため、実施主体の自治体が今後維持できなくなる可能性が強い。

厚生労働省の審議会は現在、要支援より介護度の高い要介護1と要介護2の生活援助見直しについて議論している。原則利用者の自己負担となるか、低報酬の新方式に切り替えられる可能性が高い。

毎日新聞より

【ことば】 要介護と要支援

介護保険法などによると、要介護は、体のまひなど「身体上」、認知症など「精神上」の障害があり入浴や排せつ、食事などに常に介護が必要な状態を指す。最も深刻な要介護5から要介護1の5段階にランク分けされる。要支援はそれよりも程度が軽く2段階に分かれ、悪化を予防する支援の必要がある状態を指す。

////////////////////////////////////
〒460 - 0006
愛知県名古屋市中区葵 1 丁目 27 番 3 号
染木第 2 ビル 4 階 403 号室
社団法人日本福祉車両未来研究会
電話 052 - 937 - 2941
FAX 052 - 937 - 2940
Mail info@294mirai.com
<事務局 吉川 剛>
////////////////////////////////////

会員企業名
〒239-0842 横須賀市長沢6丁目30番4号 有限会社ヤマヨ久保田商会 電話 046(849)3210 FAX 046(849)7147